

第1回豊川市立地適正化計画専門部会

【議事要旨】

日時：令和7年9月30日（火）午後1時～

場所：豊川市防災センター 市民研修室（1階）

出席者：以下のとおり（敬称略）

区分	氏名	所属	分野
学識経験者	浅野純一郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授	都市計画
	鈴木温	名城大学 理工学部社会基盤デザイン工学科 教授	都市計画
各種団体	長谷川完一郎	豊川商工会議所専務理事	商工業
	河合美恵子	豊川防災ボランティアコーディネーター の会会長	防災
	豊田恵子	特定非営利活動法人とよかわ子育てネット 代表理事	児童福祉
	池田妙子	豊川市障害者（児）団体連絡協議会会員	障害者福祉
	美馬ゆきえ	豊川市老人クラブ連合会書記	高齢者福祉
公募	今泉映里	市民	
	渡邊万美子	市民	
オブザーバー	青柳克彦	愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課 課長（調査企画第一グループ課長補佐代理 出席）	県職員
	林高吉	愛知県東三河建設事務所企画調整監	県職員
事務局	都市整備部長、都市整備部次長、都市計画課長始め都市計画課職員 4名		

1 開会

2 副市長あいさつ

3 委員長及び部会長の選出

委員長（第1回豊川市都市計画マスタープラン策定委員会 議事要旨参照）

部会長：浅野委員

4 副委員長及び副部会長の選出

副委員長（第1回豊川市都市計画マスタープラン策定委員会 議事要旨参照）

副部会長：鈴木委員

5 議題

（第1回豊川市都市計画マスタープラン策定委員会 議事要旨参照）

6 議題

(1) 立地適正化計画改定の概要

(事務局説明)

- ・資料 1 に基づき説明

(2) 中間評価の結果について

(事務局説明)

- ・資料 2、参考資料に基づき説明

(3) 居住誘導区域の見直しについて

(事務局説明)

- ・資料 3 に基づき説明

(4) 誘導施設の見直しについて

(事務局説明)

- ・資料 4 に基づき説明

(5) 防災指針の策定について

(事務局説明)

- ・資料 5 に基づき説明

意見・質疑等の要旨

(部会長) 都市計画マスタープランでは3回目だけではなく4回目の委員会開催もあり得るということであったが、立地適正化計画の専門部会も同様の考え方でよいか。		
事務局	同様である。	
意見 2	(委員) 新たに誘導施設に位置づけられる施設は、増設するという扱いか。	
	事務局	各地区において立地を誘導する施設に位置づける施設を誘導施設として扱うものである。例えば児童館は、これまで誘導施設としての位置付けはなかった。今後は、児童館の設置が予定されている地区や、既にその機能を持つ地区を対象として、その地区的誘導施設として位置づけたいという意味合いである。
意見 3	(部会長) 都市構造上のねらいがあるわけではなく、誘導施設に指定すると施設整備に補助金を得られる制度があり、市の施策上それを活用して事業を進めていきたい考え方から計画に位置づけるという意味合いが強いと思う。それならそのように説明した方がわかりやすい。	
	事務局	公共施設適正配置計画との整合をとりながらではあるが、事業を円滑に推進するにあたって国の支援を得やすくなるという側面がある。そのため今回の改定に合わせて、誘導施設を位置づけることによって、今後の施設整備等を進めやすくするねらいである。
意見 4	(委員) 八幡地区は小中学校が地区の端にしかない。八幡は校区が広く、通学が大変という声が挙がっている。住民の意見は取り入れないのである。	

	幡は開発が進み、今後も保健センターが移転するなど、ますます人気が出るエリアであるが、誘導施設に関する計画は立てられていないという理解でよいか。今回初めてこの委員会に参加し、流れがあまり分かっていないため、そこをもう少し分かりやすく説明していただければ、もう少し内容が伝わるのではないかと思う。
	<p>事務局 今回の立地適正化計画の方針では、小中学校は既存の場所での建て替えが基本となっている。市の教育委員会や施設関係を所管する部署における方針でもある。ご意見としては伺うが、ここでは小中学校の配置に関する議論は難しい。人口推移や住民意見が今後の学校の配置計画の中でどこまで反映されるかも難しい面がある。</p> <p>立地適正化計画においては、それぞれの拠点の区域に今ある学校を現在の位置で維持する意味合いで、誘導施設としてまず位置付けをする。学校の改築についても、国の支援などが活用できるように、計画に位置づけることで、今後のまちづくりがしやすくなるという目的を持っている。</p>
意見 5	(委員) 誘導区域内の小中学校を指定するというのは、非常によい試みだと思う。他自治体では、中心市街地の小中学校の児童数が減少し、5つあった小学校が郊外に統廃合されてしまう事例があった。また、その小学校に人気が出て新しい地域住民も郊外に入っていき、コンパクトな都市政策とは逆行する動きになった。その結果、より一層中心市街地の子どもが少なくなっている状況である。豊川市の場合は既存の拠点の小中学校の児童数はどのような状況か。将来統廃合を考えなければならない状況であるか。
	<p>事務局 小中学校の児童数についての数字を持ち合わせていないが、現時点ではすぐに小中学校の統合の話は出ていない。一方で、特に音羽地区や一宮の南部の方の児童数が軒並み減少していることは把握している。中心部でも児童数が減少している状況もあるかもしれない。次回までに確認をさせていただく。</p>
意見 6	<p>(部会長) 1つ目、誘導施設の推移のうち通所訪問系の高齢者福祉施設が全体で14施設、10%程減少している。この要因は何か。</p> <p>2つ目、現行計画の人口メッシュは500mメッシュであり将来的な人口増減の議論が難しかった。今回示していただいた100mメッシュを有効活用すれば、今後より細かな分析ができるのではないか。</p> <p>3つ目、誘導施設の推移を見ると、拠点間の差が現れ始めている印象である。その点に留意すべきである。</p> <p>逆に障害者福祉施設は増加しているため、その要因も分析いただきたい。</p>
	<p>事務局 通所訪問系の高齢者施設の減少等については、次回までに分析する。</p>

意見 7	<p>(オブザーバー) 誘導施設について、整備予定があるから児童館と小中学校を誘導施設に追加するという記載は適切ではない。理念等の理由をもって児童館や小中学校を誘導施設に位置づける記載にすべきである。また、小中学校の中でレッドゾーンの位置していると思われる学校があるので、精査して災害対策を取れるのか注意して扱ってほしい。</p>
意見 8	<p>(部会長) 居住誘導区域の見直しのうち準工業地域の扱いについて、これまで含めていたところを除外するということか。図示されている箇所をどのように見直していく考え方であるか。一団の工業団地の定義のうち 1 ha の根拠は何か。</p>
	<p>事務局 最新の土地利用の状況に合わせて、除外対象区域を拡大、あるいは削除をする考え方である。愛知県の自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づいている。大規模行為届出制度の届出対象行為の面積にかかる基準を準用している。</p>
意見 9	<p>(部会長) 居住誘導区域のあり方として、市街地のまとまり等を考えた場合に、断片的に除外していく手法がよいのか、土地利用の推移によってこまめに変えてよいのか、という点が疑問である。見直し案を見ると、道路を外して敷地ベースで誘導区域の指定がなされているような形になっているが、それが居住誘導区域の位置づけのあり方として正しいのかが気になる。</p>
意見 10	<p>(部会長) 居住誘導区域の見直しのうち視点 1) ステップ③について、現状は洪水浸水深 2 m 以上の区域を除外していた。なぜかというと、当時は L 1、L 2 の区分がなかったからである。また、津波は 2 m で除外する考え方があったことからこのような除外ルールとなっていた。ところが、今回の見直しで L 1 による浸水深 3 m 以上を除外するルールとしたため、もともと除外されていた区域が居住誘導区域に復活するケースが生じている。なぜそのような見直しを行うのかが理解できない。都市計画マスター プランにおいても、住宅地の価値向上を図るような考え方方が示されている中で、災害の危険があるとしてわざわざ除外していた区域を復活させてまで居住誘導区域を拡大させようという考え方方が理解できない。むしろ、住宅地としての価値が高い地域を絞って居住誘導区域に残していく方が、都市計画マスター プランの考え方方に整合するのではないか。全国の立地適正化計画の事例をみると、L 1 による浸水深 3 m 以上を除外するのは、L 2 の浸水深が極端に高く、やむを得ず L 1 による除外ルールを設定しているようなケースに限られる。豊川市の市街化区域は、L 2 でも極端に浸水深が高いケースにはあたらないと考えられる。そのような中で、なぜ安全軽視の方向性に発想が至るのか。最終的には市の方針によってきまるところであるが、危険な考え方である。この点については次回委員会も通して考えていただければと思う。</p>

	(委員) 防災指針について、洪水とか内水氾濫等、水害に関して情報が出ているが、都市計画マスタープランでは巨大地震に関する記載もあるが、立地適正化計画には地震等の情報は入らないのか。
意見 11	事務局 災害リスクとして地震や液状化現象も市内で想定される。一方、立地適正化計画においては、地震や液状化現象による影響の範囲や程度を即地的に定めることが難しいとされていることを踏まえ、今回は対象外としている。ただし、市として何もしないというわけではなく、地域防災計画等に基づき、危険性の周知・啓発を行い安全性の向上を図る取組みを展開を考えている。

7 その他

- ・第2回豊川市立地適正化計画専門部会

10月28日（火）午後1時